

西東京市第4次男女平等参画推進計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2004（平成16）年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定しました。

第4次計画では、西東京市における男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するとともに、職場における女性の活躍を推進するため、「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」と「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」を包含した「西東京市第4次男女平等参画推進計画」を策定します。

2 計画の背景（第3次計画以降の主な動き）

（1）「第4次男女共同参画基本計画」の策定（2015（平成27）年）

国は、計画の中で、具体的な数値目標や期限を明確に設定し、改めて強調する視点として、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を掲げています。

（2）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行（2016（平成28）年）

国、地方公共団体および従業員数が301人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況や課題に関する情報の公表や、事業主行動計画の策定を義務付けています（従業員数300人以下の民間事業主は努力義務）。

（3）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行（2018（平成30）年）

（4）「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」の制定

2018（平成30）年に制定。条例では、啓発等の施策を総合的に実施することを明記し、「多様な性の理解の推進」等を図るものとしています。

（5）『西東京ワークライフバランス推進労使宣言』、『「健康市役所」宣言』、『「健康」イクボス・ケアボス宣言』

「健康」応援都市の実現をめざし、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や、心の健康の保持・増進、ハラスメントの防止に努めるだけでなく、「健康市役所」の成果を市民や社会に広げることを目的とした取り組みです。

3 計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

4 計画の期間

2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5カ年とします。

5 計画の理念

「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」

6 計画の特徴

（1）これまでの施策を継承しながらも国の動きなどを踏まえ、4つの基本目標を設定

＜基本目標＞

「Ⅰ 人権の尊重」

- ◆人権尊重を基礎として、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育を進めます
- ◆男女平等参画を阻む、あらゆる暴力の未然防止と被害者支援に取り組みます
- ◆性と生殖に関する健康支援に取り組みます

「Ⅱ 地域における男女平等参画の推進」

- ◆政策・方針決定過程への男女平等参画をすすめます
- ◆地域活動における男女平等参画をすすめます
- ◆男女平等参画の視点による防災のまちづくりをすすめます

「Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進」

- ◆誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめます
- ◆男性中心型労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性活躍を推進します
- ◆誰もが子育て・介護をしながら働き続けられるよう、子育てや介護への支援を進めます

「Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化」

- ◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実を図ります
- ◆男女平等参画推進の拠点施設として、男女平等推進センター パリテの事業の充実を図ります
- ◆市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します
- ◆市民との協働により、計画の着実な推進と進行管理を行います

※目標を実現するための課題、課題解決に向けた施策を提示しています。

※基本目標Ⅰの課題3は「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」、基本目標Ⅲの課題1、2、3は「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」としています。

（2）重点課題を設定

基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ることとしています。

（3）指標を設定

達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標項目と目標値を設定しています。

7 計画の体系

基本理念

視点

基本目標

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画」
 ※2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画」

一人ひとりが自分らしく自立し、
 いまこころ個性と能力を発揮できる社会をめざす

人権の尊重
 私たちは、誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

個性の尊重
 私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

男女平等参画
 私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

基本目標Ⅰ
 人権の尊重

基本目標Ⅱ
 地域における男女平等参画の推進

基本目標Ⅲ
 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

基本目標Ⅳ
 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

課題（★は重点課題）	施策
I-1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消	(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (2)男女平等に関する学習機会の提供 (3)メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	(1)男女平等参画推進のための教育・学習の実施 (2)多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり (3)保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画※1	
I-3★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1)暴力の未然防止と早期発見 (2)相談窓口の充実 (3)被害者の安全の確保と自立への支援 (4)市の体制整備に向けた取り組みの強化 (5)関係機関との連携強化
I-4 男女平等を阻む暴力の防止	(1)暴力の防止に向けた意識啓発 (2)暴力の被害者に対する支援
I-5 性と生殖に関する健康支援	(1)からだと性に関する正確な情報の提供 (2)性差に応じた健康支援
II-1★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2)人材に関する情報の収集と人材の養成
II-2 地域活動における男女平等参画の推進	(1)女性リーダーの育成と参画の促進 (2)地域活動等への男性の参画の促進 (3)市民活動団体との協働
II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	(1)防災対策における女性の参画拡大 (2)男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画※2	
III-1★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
III-2 経済活動における女性活躍の推進	(1)女性の就労及びキャリア形成支援 (2)市内の事業所における女性の活躍の推進 (3)女性農業者への支援 (4)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
III-3 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1)男性の家事・子育てへの参画促進 (2)男性の介護への参画促進
III-4 子育てへの支援	(1)子育て支援サービスの充実 (2)地域での子育て支援の促進 (3)ひとり親家庭への支援
III-5 介護への支援	(1)地域での支え合いのしくみづくり (2)家族介護者への支援
IV-1★ 庁内推進体制の充実	(1)庁内推進体制の充実・強化 (2)男女平等推進条例設置の検討 (3)国や都、他自治体等との連携や情報交換 (4)男女平等参画に関する職員の理解促進 (5)男女ともに働きやすい職場環境の整備 (6)管理的立場における女性職員の参画促進
IV-2 男女平等推進センター・パリティの事業の充実	(1)相談機能の充実 (2)学習機能の充実 (3)情報収集・提供の充実 (4)市民との協働
IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理	(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理